



# 責任ある大豆生産のための RTRS 基準 ヴァージョン 3.1 2017 年 6 月 1 日

責任ある大豆生産のための RTRS 基準ヴァージョン 3.0  
2016 年 2 月 29 日及び 3 月 1 日に  
ブエノスアイレスで開催された第 3 回目の会合後  
再検討技術活動グループの意見を含む

2017 年 6 月 1 日、RTRS 総会で認可されたヴァージョン 3.1



これは公文書である。この文書の内容、またはRTRS基準に関する問い合わせ先:

RTRSの技術ユニット:

technical.unit@responsiblesoy.org y cc: info@responsiblesoy.org

電話番号: +54 11 39869461

RTRSの公式言語は英語、スペイン語、ポルトガル語である。

しかし同じ文書でヴァージョンによって内容に相違点がある場合は英語版を参照。

# 内容

---

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| はじめに   | ;Error! Marcador no definido. |
| 原則 1 - 法的履行と企業工程管理                               | 5                             |
| 原則 2 - 責任のある労働条件                                 | 8                             |
| 原則 3 - 責任のある地域社会との関係                             | 14                            |
| 原則 4 - 環境に対する責任                                  | 19                            |
| 原則 5 - 農業生産工程管理                                  | 25                            |
| 付録 1 - 生産者のための管理の連鎖要件                            | 33                            |
| 付録 2 - 略語解説                                      | 35                            |
| 付録 3 - 用語解説                                      | 36                            |
| 付録 4 - 責任のある大豆拡大のための RTRS ガイドライン                 | 40                            |
| 付録 5 - 農地での天然植物と野生生物保護を保障するプランの開発例               | 42                            |
| 付録 6 - 大豆生産における総合作物管理 (ICM) の方法と実践               | 46                            |
| 付録 7 - 国家基準のためのガイダンス                             | 48                            |
| 付録 8 - 再検討技術作業グループメンバー:<br>2015 年 4 月-2016 年 3 月 | 51                            |

# はじめに

**この文書の展開：**責任のある大豆生産（RTRS 基準）のための責任のある大豆に関する円卓会議は RTRS 構成メンバーからの団体を含む多くの利害関係者、そして数回に渡る民間との話し合いを含む開発プロセスの結果、生まれた。

利害関係者らによる 2 年間の活動の結果、責任のある大豆生産のための RTRS の原則と基準の発布に至った。2009 年 5 月の農場案監査バージョンは国内技術グループ（NTG）が 5 か国で国家基準作成プロセスで使用した。また生産者や監査団体も大豆生産国で行われる農場監査でこのヴァージョンを使用した。

2010 年 3 月、RTRS は国際技術グループ（ITG）を招集し、農場監査の原則と基準の見直しを行った。そして認証計画とともに使用できる監査可能な原則と基準を決めた。このグループの活動の一部に NTG らが提案する変更点の見直し、国家基準草案に対する民間からのコメント確認、開墾に関する RTRS 実行委員会からのガイダンス見直し、農場監査や監査分析のフィードバック等が挙げられる。RTRS を構成する 3 つの代表メンバーからなるこのグループは 2010 年 3 月 24 日から 27 日にかけてブラジルのサンパウロで実施された会議でその結果を発表した。

2013 年 9 月に農薬研究グループが 5.6 の基準を見直し、変更を加えた。

2015 年 7 月、RTRS 再検討技術作業グループを結成（RTWG）し基準のバージョン 2.0 のの包括的な見直しを行った。研究グループは 3 度に渡る民間との相談会で 260 以上のコメントを受けた。それらのコメントは 3 度に渡る会合で見直し、分析された。RTRS を構成する代表 3 団体によって成り立つ RTWG は 2016 年 2 月 29 日と 3 月 1 日にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された会議でその結果を発表した。

**再検討：**基準は実行委員会や RTRS 総会からの指示がある場合の例外を除いて最低 5 年に 1 度、最高 3 年に 1 度見直される。

**国家基準：**それぞれの大生産国で国家基準を策定する。RTRS で批准された基準はその国の認証基盤となる。国家基準は RTRS の解釈および内容を遵守していなければならない。国内での基準解釈は国家基準のすすめに沿って行う必要がある。（付録 7）国家基準は国際 RTRS 基準より厳しい条件で作成されるべきである。

**包括的ビジネスモデル：**社会との関わり、経済発展、持続可能なビジネスを強化しながら利害関係者により良い機会を提供するため可能な限り適用される。

**適用範囲：**この基準は従来の方法で栽培された大豆、有機栽培大豆、遺伝子組み換え大豆等（GM）も含めたすべての大生産に適用される。またあらゆる規模の大生産国で適用される。

**認証ユニット：** 認証ユニットは大豆農地で施設毎に定義されている。そこには大豆農地も含まれるが大豆を栽培しないエリア、非栽培エリア、インフラと施設、その他施設の一部を形成するエリアも含まれる。（認定と認証要件 v4.0 - A1.2.1、またはこの文書の最新バージョンを参照）

**透明性：** この基準は自発的な認証システムである。認証に関心を持つ団体は透明性を保ちながら基準の要件を満たし、責任を持ってビジネス面で機密ではない文書を共有しなければならない。認証された団体は公開可能な活動情報とその判定基準の要約が作成される。ビジネスに関わる情報はこの文書には含まれない。

**モニタリング：** モニタリングが必要な場合、認証時に活動のベースラインを確立する必要がある（要件に不要だと記載されていない限り）。生産者には持続可能な改善プロセス実施が期待される。

**ガイダンス：** この文書内のガイダンスは基準を使用するすべての団体が従わなければならぬ：

- i) 責任のある大豆生産のための RTRS 基準の遵守を評価する監査団体。
- ii) 農業生産工程管理を導入、認証を目指すために責任のある大豆生産のための RTRS 基準を使用する大豆生産者。
- iii) グループ認証を目指すために責任のある大豆生産のための RTRS 基準を使用するグループの代表者。

## 原則 1 法的履行と企業工程管理



| ガイダンス原則 1   |   |
|---|---|
| 1.1 現地及び国内の法の理解と遵守。<br><br>注：小規模農家がグループ認証を行う場合、グループの代表がそのメンバーに適用される法律や法的履行について指導しなければならない。                                  |   |
| 1.1.1 適用される法律に対する責任を理解していることを実証する。<br><br>1.1.2 適用される法律の順守。   | <p>ガイダンス 1.1.1 - 1.1.2</p> <p>生産者は法的義務が明記された情報にアクセスできなければならない。例えば法的に登録され、法に関するアドバイスを受ける権利を有する。</p> <p>法を遵守しているかどうかは次の要件を通して確認する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的文書がある場合、そのデータ確認；</li> <li>• 労働者または関係者との面接。</li> <li>• 農地訪問。</li> </ul> |
| 1.2 土地の法的利用権は明確に定められている。<br><br>注：従来の土地利用者の権利は 3.2 の判定基準に明記されている。   |   |
| 1.2.1 土地利用権に関する文書が存在する。（不動産権利証書、賃貸契約書、法的判決等）  |   |
| 1.3 この基準の要件は継続的に改善される。<br><br>注：グループ認証の場合-継続的な改善はグループレベルで登録、またモニタリングすることも可。   |   |
| 1.3.1 4.1.1 の評価以降、の社会的、環境的、農業活動（農地内外）面での改善が必要と認識されている。<br><br>注：生産者は耕作地の社会面および環境面での背景を理解し、現在及び将来社会や環境に及ぼすインパクトを考慮しなければならない。 | <p>ガイダンス 1.3.1 - 1.3.2 - 1.3.3</p> <p>特定な数値においては認証を受ける団体の事情とはかけ離れた理由で改善点が見られないこともあり得る。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>1.3.2 1.3.1 で認識された項目の中からいくつかの指標が選ばれ、継続的改善をモニタリングするためのベースラインが決められる。</p> <p>注：生産者はこの基準で挙げられた要件の中から継続的改善のモニタリング項目を自由に選択することができる。例：土壤の炭素量、農薬の使用、湖畔域植物等。ベースラインを決める年は最初の認証評価を受ける年である。</p> |  |
| <p>1.3.3 モニタリングの結果は再検査される。継続的な改善を保障する必要があるときに適切な処置が計画され、実行される。</p>   |  |

## 原則 2 責任のある労働条件

---



## ガイダンス原則 2

**注 1:** 原則 2 の要件は直接労働者にも外部からの間接雇用者にも適用される。認証範囲は農地とその境界線までである。そのため外部からの間接雇用者も検査対象となる。

**注 2:** 原則は出稼ぎ、季節労働人、その他間接雇用者にも適用される。

**原則 2 のガイダンス:** 外部からの労働者による要件の順守（注 1）について：検査はサービス提供者の満足度を正しく確認できる方法で行われるべきである。監査団体は活動の監査メカニズムを評価し、サービス提供者を評価する必要があるかどうかを決める。

|  |  |
|--|--|
| <p><b>2.1 児童による労働、強制労働、人種差別やそれらを斡旋することは禁止されている。</b></p>                                | <p><b>ガイダンス 2.1</b></p> <p>労働者の個人データは身分証明書で確認する必要がある。その土地に適したデータ（性別、生年月日等）を収集すること。（国によっては労働者に宗教を聞くことは不適切、または違法である場合があるかもしれない等）。</p>  |
| <p>2.1.1 強制労働、借金返済にかわる奴隸行為、労働者の密売、合意のない労働はどのような生産段階でも認めない。</p>                         | <p><b>ガイダンス 2.1.1</b></p> <p>労働者は労働時間を超えた場合、勤務地を離れることができる。また分別のある期間前に通知をすれば雇用関係を終了することもできる。</p> <p>参照：国際労働機関の 29 号強制労働条約、105 号強制労働廃止条約。</p>  |
| <p>2.1.2 法律で認められている場合を除いて、いかなる労働者も身分証明書を預けさせられたり、給料の一部、報酬、または持ち物の差し押さえを強要されることはない。</p> |  |
| <p>2.1.3 労働契約を結んだ労働者の配偶者や血縁者は農地で働く義務はない。</p>   | <p><b>ガイダンス 2.1.3</b></p> <p>労働者は労働時間を超えた場合、勤務地を離れることができる。また分別のある期間前に通知をすれば雇用関係を終了することもできる。</p> <p>参照：国際労働機関の第 29 号強制労働条約、105 号強制労働廃止条約。</p>   |
| <p>2.1.4 18 歳未満の子供は危険な労働、身体、精神、道徳に影響を及ぼす労働は禁止されている。</p>                                | <p>2.1.5 農業活動がすべて児童労働というわけではない。年齢：リスクが少なく、学業や児童の自由時間に支障の出ない適切な作業は農村地では子供の成長の一部となっている。特に家族農園、零細漁業、牧畜農場では児童たちが安全な作業に参加することによって世代を通じた熟練技術の伝達を行い、将来児童たちの安全な食糧確保につながる。活動に参加した若者たちは自信を持ち、自己評価を高くし、良い技術を習得す</p> |
| <p>2.1.5 15 歳未満の児童（その国の法律で定義されている年齢による）は生産性のある仕事をしてはいけない。農地で家族に付き添うことはできるが危険で健康</p>    |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>を害する、または学業に支障を与えるような状況は禁止されている。</p> <p>注： 家族農園についてはガイダンスを参照。</p>           | <p>る。そのため児童の健康に支障の出ない軽い作業と義務教育および児童の健康と発達に支障を与える児童労働との区別をつけることは大切である。労働時間、労働条件、年齢、作業内容そして起こりうるリスク等によってこれらは区別することができる。 参考文書：<a href="http://www.ilo.org/ipec/areas/Agriculture/lang-en/index.htm">http://www.ilo.org/ipec/areas/Agriculture/lang-en/index.htm</a></p>   |
| <p>2.1.6 人種差別は行わない、支援しない、見逃さない。</p>   | <p><b>ガイダンス 2.1.6-2.1.7</b></p> <p>「人種差別」とは人種、皮膚の色、社会階層、国籍、宗教、障害、性別、性別嗜好、妊娠条件、HIV 条件、組合や政党の所属による区別、除外、制限、優先のことを示す。雇用、職業の自由や権利またはそれに相当するものの認識を妨げることを目的としていることを言う。これは契約や給料の取り決め過程、研修、昇給や解雇の場合にも言える。</p> <p>給料の差異は明確に会社の方針として謳われている場合は差別の対象とならない。給料の支払額は仕事の評価、経験等に応じて明記されるべきである。</p> <p>参照：国際労働機関の第 100 号同一報酬条約と第 111 号雇用及び職業についての差別待遇に関する条約。</p> |
| <p>2.1.7 労働者は同一価値の労働に対し同等の報酬を受け、すべての労働者に同等の研修や特典、そして昇給及び昇進の機会を与えるべきである。</p>   |  |
| <p>2.1.8 労働者は身体的刑罰、抑圧、身体及び精神的压力、身体及び言葉による強要、性的弾圧、及びそれに相当する抑圧を受けるべきではない。</p>   |  |
| <p>2.2 農場で直接及び間接的に雇用されている労働者、小作人は自分の作業について正しい情報を得、研修を受け、自らの権利や義務を正しく理解する。</p> | <p><b>ガイダンス 2.2</b></p> <p>「農場で間接的に雇用されている労働者」とは生産過程に直接関係するサービスを提供する業者が雇用する労働者のことである。「生産過程に直接関係するサービス」の範囲は国ごとの解釈によって定義される。</p> <p>労働者と雇用者の正式な契約が法的に必要とされていない国では労働関係を示す別の文書を提出しなければならない（社会保険の労働者登録、労働省等）。</p>   |

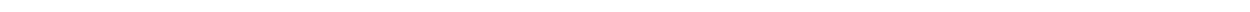
|  |  |
|--|--|
| <p>2. 2. 1 労働者（短期労働者も含む）、小作人、請負業者、下請け業者には彼らが理解のできる言語で作成された契約書が存在する。</p> <p>注：いかなる場合も 2. 2. 1. の条件が勧められる。しかし識字率が低い小規模農場ではグループのリーダーらが多くの人々に労働関係を理解、確認してもらえる方法を導入しても良い。</p> |  |
| <p>2. 2. 2 労働法、協同組合の合意協定、労働条件や給料が明記されている直接雇用契約（就労時間、差し引き額、残業、病気、有給、産休、解雇の理由、予告期間等）は労働者が理解できる言語で明記するか、リーダーやスーパーバイザーが丁寧に説明しなければならない。</p>                                   |  |
| <p>2. 2. 3. 労働者全員に適当な研修、及び労働基本法、安全衛生、その他必要事項のガイドラインが提供される。</p> <p>2. 2. 3 の注：小規模農家のグループ認証の場合、グループのリーダーはグループレベルで労働者に定期的な研修を行うことができる。</p>                                  | <p><b>ガイドライン 2. 2. 3</b></p> <p>安全衛生研修の頻度についての規則がない場合は最低年に一度は行わなければならない。</p>   |
| <p><b>2. 3 労働者の仕事場は安全で健康的な場所でなければならない。</b></p>   | <p><b>ガイドライン 2. 3</b></p> <p>国際労働機関第 155 号職業上の安全及び健康に関する条約、国際労働機関第 184 号農業における安全健康条約、国際労働機関第 192 号農業における安全健康勧告。</p> <p>監査の規模やスケールは作業のスケールに相応しなければならない。例（2. 3. 1.）正社員は安全と健康の方針が文書で示されていなければならない。小規模農家の場合、同方針を口頭で説明することができる。</p> |
| <p>2. 3. 1 生産者とその労働者は安全と健康について理解するべきである。</p>   |  |
| <p>2. 3. 2 安全や健康を害するリスクを認識し雇用者はそのリスクに対する処置プロセスをモニタリングするべきである。</p>  |  |
| <p>2. 3. 3 危険な作業は適切な研修を受けた人のみが行う。</p>  |  |
| <p>2. 3. 4 除草剤の扱いや機械の操作等、危険な作業を行う場合は適切な道具や服を供給する。</p>  |  |

|   |  |
|---|--|
|   |  |
| 2. 3. 5 労働者が安全基準を遵守しているかどうかの監査が入る。  |  |
| 2. 3. 6 労働者全員が事故や緊急事態発生時の対処方法を理解する必要がある。  | <p><b>ガイダンス 2. 3. 6</b></p> <p>事故や緊急事態発生時の対処方法には安全や健康を害する作業を緊急停止させ、適切に避難する方法も含まれる。</p>                                     |
| 2. 3. 7 事故や病気の場合、救急の処置や医療処置を直ちに受けること。   |  |
| <b>2. 4 すべての労働者は組合に加盟する自由、そして共同で交渉する権利を持っている。</b>   |  |
| 2. 4. 1 すべての労働者および小作人は組合等を設立する権利がある。  | <p><b>ガイダンス 2. 4. 1</b></p> <p>参照：国際労働機関の第 87 号自由及び団結権保護条約</p>   |
| 2. 4. 2 組合の活動を阻止してはいけない。代表者は人種差別を受けるべきではない。また必要な場合はメンバーの作業場へアクセスすることができる。                       |  |
| 2. 4. 3 労働者は団結する権利を持っている。   | <p><b>ガイダンス 2. 4. 3</b></p> <p>参照：国際労働機関第 98 号団結権及び団体交渉権条約</p>   |
| 2. 4. 4 労働者が外部と接することを妨げてはいけない。（ONG、労働組合、労働検査官、農業改良普及員、認証授与団体等）                                  |  |
| <b>2. 5 報酬は国の法律で定められた最低賃金以上は支払わなければならぬ。また直接契約者、間接契約者問わず団結することができる。</b>                          | <p><b>ガイダンス 2. 5</b></p> <p>「農場で間接的に雇用されている労働者」とは生産過程に直接関係するサービスを行う業者が雇用する労働者のことである。「生産過程に直接関係するサービス」は国ごとの解釈によって定義される。</p> |
| 2. 5. 1 労働者には毎月国の法律や契約で定められた賃金以上は支払わなければならない。   |  |
| 2. 5. 2 法律で許可されていない限り、労働者の態度で減給してはいけない。給料や特典は労働者にわかりやすいように明記され、彼らにとって便利な方法で支払わなければならない。給料の支払いは雇 |  |

|  |  |
|--|--|
| 用者が記録する。   |  |
| 2. 5. 3 週の労働時間は 48 時間を超えてはいけない。週の残業時間は 12 時間を超えてはいけない。   |  |
| 2. 5. 4 さらに残業が必要があれば次のような条件を守らなければならない:<br>a) 特定期間であること。（収穫、種まき時期等）<br>b) 労働組合や代表組織が存在する場合、残業条件はそれらの組織と交渉、合意しなければならない。<br>c) 労働組合や代表組織との契約がない場合、2 か月間の平均残業時間は週 60 時間を超えてはいけない。 |  |
| 2. 5. 5 雇用者は労働者ごとの労働時間を記録しなければならない。  | ガイダンス 2. 5. 5-2. 5. 6<br>参照: 国際労働機関第 1 号労働時間条約 |
| 2. 5. 6 残業は自発的に行われ、賃金は法律やセクターの基準の定めによって支払われなければならない。残業が必要な場合労働者はその通知を受けなければならない。労働者は 6 日連続勤務した場合、最低 1 日休む権利がある。  |  |
| 2. 5. 7 育児休暇について、正社員はその国の法律に定められる権利や保護を受ける。育児休暇をとる労働者は休暇を取る前と同じ条件で仕事に戻る権利があり、差別や労働地位の下落、または減給を受けてはいけない。  |  |
| 2. 5. 8 出来高払いの労働者の場合、8 時間の労働で（男性、及び女性）少なくとも国やセクターが定めている最低賃金は支払わなければならない。   |  |
| 2. 5. 9 農地ではすべての労働者に飲料水を供給しなければならない。労働者が農場に住む場合、住居と食料を与えなければならない。それらを請求する場合、その金額は市場の価格に相応していなければならない。住居は安全で基本的な衛星設備を備えていなければならない。  |  |

## 原則 3 コミュニティとの責任関係

---



| ガイダンス原則 3   |  |
|---|--|
| 3.1 大豆生産活動やそのインパクトに関するテーマについて現地コミュニティとコミュニケーション、会話する手段が設けられている。 | <p>ガイダンス 3.1<br/>コミュニケーションは現地の言語で、適切な手段を用いて行わなければならない（インターネットがないコミュニティではインターネットは適切な手段ではない。）</p> <p>3.2 の判定基準で述べられているようにコミュニケーション手段は昔から農業を営んでいる人たちにもわかるような方法で行われなければならない。</p> <p>農地、または隣接した土地に不法占有者が発見された場合、生産者はコミュニケーションをとるよう努めなければならない。しかし必ずしも彼らと会話をする必要はない。</p> <p>現地コミュニティがコミュニケーション、交渉、監査の法的代表となる場合もある。</p> <p>このような場合でも、生産者や監査団体は貧困層、読み書きのできない人々、若年層、女性、原住民族等とのコミュニケーションをとる必要がある。</p> <p>コミュニケーション手段とその適切性を評価するため、コミュニティメンバーと面接を行うことが重要だ。</p> |
| 3.1.1 コミュニケーション手段や会話については参考資料を参照。                               | ガイダンス 3.1.1<br>小規模農家の場合、文書ではなく口頭でコミュニケーションをとっても良い。   |
| 3.1.2 生産者とコミュニティは適切な手段を用いてコミュニケーションをとることができる。                   |  |
| 3.1.3 コミュニケーション方法は現地コミュニティに通知済みである。                             | ガイダンス 3.1.3<br>この指標の達成度は現地コミュニティ、または近くのコミュニティに通知される。コミュニケーション方法の例：第三者に農場の責任者、電話番号、メール等を知らせる等。  |
| 3.2 従来の土地利用者がいるエリアでは問題のある土地利用は避けるまたは問題を解決する必要がある。               | ガイダンス 3.2<br>認証申請するにあたり生産者は現地コミュニティと従来の土地利用者とを区  |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>別する。従来の土地利用者は 2009 年 5 月以降の過去 10 年間正しいエリアで土地を利用していたという証拠を提供する。伝統的な原住民族の場合、国際労働機関第 169 号 14-18 条も適用される。</p> <p>伝統的な土地利用者は法的代表者を通じてコミュニケーション、交渉、監査を行うことができる。その場合も生産者や監査役はコミュニティの他のメンバーとコミュニケーションをとる必要がある。</p>  |
| 3.2.1 土地利用権に問題がある場合、包括的で参加型の評価を行い、それを文書化する。   | <p><b>ガイダンス 3.2.1</b></p> <p>コミュニティの権利を評価する目的を次に挙げる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 現地コミュニティ及び従来の土地利用者の個人的または集団的な土地利用やその権利を認識する。</li> <li>b) 水資源の使用法を認識する（可能であれば）;</li> <li>c) これらの権利を行使するための場所や状況を認識する。</li> <li>d) 土地利用権と伝統的な土地利用権そしてエコシステムサービスの利用場所/問題のテーマを認識する。</li> <li>e) 問題の起こりうる土地利用法の解決策を考案し、その代償提案策を作成する。</li> </ul> <p>法的採決が下された場合その判断は尊重される。訴訟中で判決が下されていない場合は裁判官の指示に従えば認証取得の妨げにはならない。このようなガイダンスがない場合は伝統的な土地利用者は事件が解決するまでその権利を使用することができる。</p> |
| 3.2.2 伝統的な土地利用がその権利を放棄した場合、被害者であるコミュニティは事前に通知され、文書化された同意書によって賠償を受ける。                    |   |
| 3.2.3 生産者は国連先住民の権利に関する宣言（2007 年）と ILO 条約 169 号（1989 年）で定義されているように原住民の習慣や文化を尊重しなければならない。 |   |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
| 3.2.4 文化面、エコロジ一面、経済面、または宗教面で重要性を持つ場所そして現地コミュニティや原住民の生活に必要な資源（生活、健康、栄養、水等）はそのコミュニティ内で明確に特定され、農園の責任者によって認識、及び保護されなければならない。 |  |
| 3.3 現地コミュニティ、労働者、そして伝統的な土地利用者向けの効果的な問題や苦情解決策が導入されている。<br><br>注：グループ認証の場合、問題や苦情解決手段はグループのリーダーが管理しグループレベルで記録される。           | ガイダンス 3.3<br><br>現地コミュニティメンバーとの面接はこの判定基準が守られているかどうかを検証するのに重要である。           |
| 3.3.1 問題や苦情の解決手段はコミュニティや労働者が参照することができる。  |  |
| 3.3.2 問題や苦情に関する文書は保存される。   |  |
| 3.3.3 問題や苦情に関する文書は適切に保存されるべきである。   | ガイダンス 3.3.3<br><br>生産者は苦情を受けた場合、30 日以内に回答しなければならない。そしてその解決に向けて働き始めなければならぬ。 |
| 3.4 現地の人々には性別や人種に関わらず平等な雇用機会や物品・サービスが提供されなければならない。   |  |
| 3.4.1 雇用機会は現地で公開される。   | ガイダンス 3.4.1<br><br>農園で労働した経験のある現地従業員の提供する記録も証拠に含まれる。                       |
| 3.4.2 可能な限り現地の人々向けの研修プログラムを行う。<br><br>注：小規模農家も研修プログラムに参加することができる。グループの場合、研修プログラムもグループレベルで行われる。                           | ガイダンス 3.4.2 現地従業員<br><br>この項目を達成できない場合は監査に報告しなければならない。                     |
| 3.4.3 現地の人々は物品やサービスを受ける機会がある。  | ガイダンス 3.4.3<br><br>生産活動の中心となる物品やサービスの                                      |

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
|  | ことを示す。<br>現地サプライヤーからのサービスも含まれる。 |
|--|---------------------------------|

## 原則 4 環境責任



| ガイダンス原則 4  |   |
|--|---|
| <p><b>4.1 農地とその周りの社会及び環境へのインパクトが評価され、それを最小限に抑えるための適切な措置が講じられている。</b></p> <p>注：小規模農家のグループ認証の場合、4.1.1、4.1.2、4.1.3、4.1.4、4.1.5 の項目は ICS の一部を形成しグループレベルで目指すことも可能である。</p> | <p><b>ガイダンス 4.1</b></p> <p>評価は活動の規模に相応する。</p> <p>小規模農家のグループ認証の場合、類似エリアに位置し、似ている問題を抱えた異なる小規模農家は評価に備えて情報交換ができる。しかし記録はグループレベルで準備しなければならない。</p> <p>この判定基準（NTG によって認識された）を達成するためのインパクト評価に対する国の判定基準がある場合はそれに従うべきである。国の要件がない場合は監査団体が適切なプロセスが行われたかどうか（エクエーター原則社会と環境アセスメントプロセス）を確認する必要がある。</p> |
| 4.1.1 認証前 <sup>1</sup> の最初の監査で社会面そして環境面での初期評価を行う（1.3.1 も参照）。   | <p><b>ガイダンス 4.1.1</b></p> <p>この評価では固有種、希少な品種、脅威または危機に面している品種を特定する。（4.5.3 も参照）</p>   |
| 4.1.2 この評価は経験を持つ適任者によって行われる。   |   |
| 4.1.3 この評価はわかりやすく透明な方法で行われる。   |   |
| 4.1.4 評価によって認識されたインパクトを最小限に抑えるための手段は文書化され、モニタリングされる。   |   |
| 4.1.5 社会面及び環境面での評価報告のまとめは必要な場合に提出できるようにしておく必要がある。  |   |
| <p><b>4.2 汚染は最小限に抑えなければならない；廃棄は責任のある方法で行わなければならない。</b></p> <p>注：科学製品の使用とその処理は原則 5 で扱う。</p>   |   |

<sup>1</sup> 認証を受けた製品の場合、この評価は次の監査または再認証の前で行う（どちらか先に行われる方）

|   |  |
|---|--|
| 4.2.1 農業廃棄物は次の条件を満たす場合以外は野焼きしてはいけない:<br>a) 衛生処置を目的に法律で命じられている場合。<br>b) 木炭を含む燃料開発や農作物を乾燥させる場合。<br>c) 産業廃棄物をすべて取り除き、輪作でわずかな量の一般廃棄物のみが残っている場合。 |  |
| 4.2.2 燃料、電池、タイヤ、オイル、汚水の保管や処理は正しい方法で行う。  |  |
| 4.2.3 油 <sup>2</sup> やその他の汚染物の流出を防ぐ手段が存在する。   |  |
| 4.2.4 可能な限り再利用またはリサイクルする。   |  |
| 4.2.5 土地全体を含めた廃棄物管理計画が存在する。   | <p><b>ガイダンス 4.2.5</b></p> <p>大規模、及び中規模の生産者はこれらを文書化しなければならない。小規模農家または家族農園ではそれぞれの農家で発生する廃棄物を認識しそれらの処理方法を把握していなければならぬ。</p>            |
| <p><b>4.3 農場では温室効果ガス (GHGs) の減少、防止に努めている。</b></p> <p>注: GHG 発生に関連する問題としてその他の判定基準でも扱われている: 農薬の利用(判定基準 5.5)、土地利用の変化(判定基準 4.4)。</p>            |  |
| 4.3.1 化石燃料の直接使用量はすべて記録され、大豆生産に関係する 1 ヘクタール当たり、製品当たりの使用量がモニタリングされている。  | <p><b>ガイダンス 4.3.1</b></p> <p>複数の農作物を生産する農家では大豆生産で使用する化石燃料の推定量を計算しなければならない。</p> <p>「大豆生産に関連する活動」とは生産者、第三者に問わらず現場作業や農場内の運搬が含まれる。</p> |
| 4.3.2 化石燃料使用量が増加した場合、通常明確な理由がある。その理由がない場合はその削減活動計画が存在する。  | <p><b>ガイダンス 4.3.2</b></p> <p>化石燃料の年間使用量は産出量等によって変動することもある。その傾向は数年に渡って監査する必要がある。</p> <p>化石燃料使用量が増加するケースの例えに干ばつによる種まきのし直しがあ</p>      |

<sup>2</sup> オイルとは自動車の重滑油の意。

|  |   |
|--|---|
|  | <p>る。</p> <p>農地では再生可能エネルギーの使用が勧められている(バイオ燃料、バイオガス、太陽エネルギー、風力エネルギー等)。電気に代わる再生可能エネルギーによって 節約される化石燃料エネルギー量を定量化しなければならない。</p>   |
| <p>4.3.3 土壤有機物は土壤炭素の変化を定量化するためにモニタリングされる。そしてその数値を改善するため、また影響を最小限に抑えるための措置が講じられる。</p> <p>4.3.3 の注：個人の小規模農家の場合、判定基準 5.3 を遵守していれば十分である。小規模農家のグループ認証の場合、土壤炭素のモニタリングが適用されるがサンプルを使用することもできる。</p> |   |
| <p>4.3.4 天然植物、植林、またはその他の方法を通じて炭素放出量を抑える手段が認識され、可能な場合導入される。</p>   | <p>ガイダンス 4.3.4</p> <p>生産者が炭素放出量を抑えるための手段を導入できない場合、その正当な理由を監査団体に説明しなければならない。</p>   |
| <p>4.4 大豆の生産拡大は責任を持って行わなければならない。</p>   | <p>認証団体のためのガイダンス 4.4</p> <p>将来の生態系サービスへの支払い制度(PES)に向けてのデータ収集要件：生産者の認証申請登録日は認証団体が記録する。認証審査中は、保護対象となる天然植物の生息エリア(法的要件を超える)と種類が記録される。認証後、RTRS 登録に認証登録日、認証目的、エリア、保護植物の種類等が追加される。PSE RTRS 案が開発されると登録日にさかのぼって支払が可能になる。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>4.4.1 次のエリアは 2009 年 5 月以降農地へ転換することが禁止されている：</p> <p>4.4.1.a RTRS マップがある場合：マップ<sup>3</sup> のカテゴリー 1 に含まれる全区域。</p> <p>4.4.1.b 次のエリアで RTRS マップが存在しない場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 天然林；</li> <li>b) 湖畔域植物；</li> <li>c) 自然湿原；</li> <li>d) 急斜面；</li> <li>e) 法律によって天然資源、文化・社会的に保護されるエリア。</li> </ul> <p>4.4.1.c 伝統的な土地利用者が訴訟を起こしている未解決の土地。</p> | <p><b>ガイダンス 4.4.1.c</b></p> <p>伝統的な土地利用者は 2009 年 5 月以前の 10 年間その土地またはエリアを利用していたという十分な証拠を提供しなければならない。</p>                        |
| <p>4.4.2 2016 年 6 月 3 日以降、自然の土地（用語解説参照）、急斜面、法で定められた天然資源、文化及び社会的に保護されているエリアを農地に転換することは禁止されている。</p>  |  |
| <p><b>4.5 天然植物を保護することによって農地での生物学的多様性が維持される。</b></p>  |  |
| <p>4.5.1 農地マップで天然植物、生産エリア、水路が示されている。 (5.2.1 参照)</p>  | <p><b>ガイダンス 4.5.1</b></p> <p>活動の規模に応じてマップと計画は作成される。</p> <p>グループ認証の場合、グループの責任者が中心となりマップを管理し、保護計画の開発責任者となってその維持、開発を行うことができる。</p> |

<sup>3</sup> 付録 4 を参照

|   |   |
|---|---|
| <p>4.5.2 天然植物および野生生物は保全計画によって保護されている。</p>   | <p><b>ガイダンス 4.5.2</b></p> <p>保全計画に含まれる必須項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 農地に生息する天然植物と野生生物の認識。</li> <li>• 天然植物と野生生物の状態を示す指数とベースライン。</li> <li>• 天然植物と野生生物の保護方法。</li> <li>• モニタリング</li> </ul> <p>付録 5 この計画の作成方法を示している。</p>                         |
| <p>4.5.3 希少な品種、脅威または危機に面している品種、定期的、または常にそのような特性を示す品種は保護される。狩猟やこれらの種の捕獲は禁止されている。</p>                     |   |
| <p>4.5.4 天然植物が 10%以下（しかし 4.4 と 5.2、他の関連項目に従う）の農地の生産者は天然植物と野生生活の育成そして再生のため、農地内外で保護活動を導入、促進しなければならない。</p> | <p><b>ガイダンス 4.5.4</b></p> <p>生産者がこの項目達成のために行う活動は次（しかしこれに制限されない）：</p> <p>通路や柵の脇に生産しないエリアを作り、農地の境界線より外（しかし天然植物や野生生物に接している所）でその保護、再生を支援する。</p> <p>この支援は資金融資、資源、資材、人材の供給等によって行われることもある。</p> <p>生産者はグループを形成してこの項目達成を目指すことができる。生産者は農地の内外、そして周囲で保護促進活動を計画することができる。</p> |

## 原則 5 農業生產工程管理

---



| ガイダンス原則 5   |  |
|---|--|
| 5.1 地表及び地下の水質及び供給は維持、改善される。   |  |
| 5.1.1 科学廃棄物、肥料、浸食等による地表及び地下水の水質の広範及び局地的なインパクトを最小限に留め、帶水層の再生助長を目的に農業生産工程管理が導入されている。  |  |
| 5.1.2 リスクに応じたモニタリング方法、および緩和策が計画に含まれており、それは生産規模によって適用することができる。   | <p>ガイダンス 5.1.2</p> <p>この計画では pH、気温、溶存酸素、濁度及び導電率等を検査する。地域レベルでのモニタリングが必要である。</p> <p>井戸がある場合地下水も検査する必要がある。</p>        |
| 5.1.3 土壤または地下水で局地的な汚染が見られた場合、その証拠は地方自治体に報告され、共同で監査される。  |  |
| 5.1.4 灌溉が利用されている場所では農業生産工程管理に代わる文書化された工程がある。<br><br>注：大豆以外の作物で灌溉が用いられ、農業工程生産管理に従って活動していない小規模農場のグループ認証では、活動改善プランが導入されている。グループの責任者はそのプランを文書化する責任を持っている。 | <p>ガイダンス 5.1.4</p> <p>灌溉を利用する場合、家庭用水またはその他の作物用の水に注意しなければならない。水不足の場合は飲料水を優先する。新しい灌溉システムの場合は環境へのインパクトを評価する必要がある。</p> |
| 5.2 湧き水や自然の水路周辺の自然植物エリアは保護または再生される。   |  |
| 5.2.1 水路の位置は湖畔域植物の状態とともに確認され、地図で示される。   |  |
| 5.2.2 自然植物が破壊された湖畔域では再生計画が導入されている。  |  |
| 5.2.3 自然の湿地では水が引かないため原生植物は維持されている。  | <p>ガイダンス 5.2.3</p> <p>2009年5月以降、自然の湿地が保護されている。</p> <p>小規模農家のグループ認証の場合、グループの責任者が中心となりマップを管理し、保護計画の責任者となってそ</p>      |

|  |  |
|--|--|
|  | の維持、開発を行うことができる。   |
| 5.3 正しい工程管理によって土壤の質は維持、改善され、浸食は妨げられる。<br><br>注：小規模農家のグループ認証の場合、土壤の肥沃度と質のモニタリングは内部管理システムの一部としてグループ内でサンプリングに基づいて行われるべきである。 |  |
| 5.3.1 肥沃度を測るサンプリング（土壤の有機物）等、正しい土壤のモニタリングが行われている。   | <p><b>ガイダンス 5.3.1</b></p> <p>モニタリングは生産タイプや地域に基づいて、正しい指数を用いて行われる。その指数は明確で信頼できる情報から作成されなければならない。指数の例は次：</p> <p>有機物の分析、窒素量(N) (Nの総量是有機物の 5%と推定できる)、リン(P)、pH、伝導性、表面廃棄物の測定(種まきの日の 30 日前の質と量+/-10日間)。</p>  |
| 5.3.2 土壤の質を維持するために知識と技術が指導され、導入されている。  | <p><b>ガイダンス 5.3.2</b></p> <p>土壤の質を維持するための技術には次のような項目が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護農業</li> <li>• 輪作</li> <li>• バランスの取れた肥料</li> </ul> <p>土壤の浸食を防ぐための技術には次のようなものが含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 農地内の道路の管理</li> <li>• 傾斜地帯の管理</li> <li>• 恒久的な土壤被覆の保護</li> <li>• 不耕起栽培</li> </ul> |
| 5.3.3 浸食を制御するために、技術や知識が指導され、正しく導入されている。  |  |
| 5.3.4 問題となっている農地で一定期間大豆の連作を避けるよう、輪作プランを導入する必要がある。<br><br>大豆生産の後は別の作物を生産するか牧草を栽培する、                                       |  |

|  |   |
|--|---|
| <p>少なくとも土地再生のために休耕地にしておく必要がある。</p> <p>このプランでは気候等、それぞれの地域の農業環境を考慮する必要がある。</p>   |   |
| <p><b>5.4 環境への負のインパクトと植物検疫製品による健康へのインパクトはシステム化された総合的な作物管理 (ICM) によって削減する。</b></p> <p>注: ICM の詳細は付録 6 を参照。</p>                                      | <p><b>ガイダンス 5.4</b></p> <p>小規模農家の規模と内容を考慮して ICM レベルが決まる。</p>  |
| <p>5.4.1 ICM では生物学的防除、化学的防除、非化学的防除、及び選択された化学的防除が文書化され、実行される。</p> <p>注 : 小規模農家のグループ認証の場合- (特に読み書きができない場合) ICM プランの作成はグループのリーダーが行い、導入時にはサポートがつく。</p> |   |
| <p>5.4.2 潜在的に害を与える植物検疫製品の期間的削減目標を含める計画が存在、導入されている。</p>   | <p><b>ガイダンス 5.4.2</b></p> <p>モニタリングのパラメーターには栽培サイクル毎の植物検疫製品申請回数、ヘクタール当たりの植物検疫製品量、製品の毒物量が含まれている。</p> <p>植物検疫製品が及ぼす可能性のある被害レベルはこの判定基準の目的として WHO クラスで定義されることもある。</p> <p>目標に到達しなければそれを正当化するための資料を提出する。</p> |
| <p>5.4.3 農家、消費者、そして環境へのリスクを避けるために農薬は現地で登録されたオリジナルのものだけを使用する。</p>   |   |
| <p>5.4.4 農薬を使用する場合法的要件、及び専門家の勧告（専門家の勧告がない場合は製造業者の勧告も可）が必要である。耐性ができないように原料の活性要素をローターションする必要がある。</p>   | <p><b>ガイダンス 5.4.4</b></p> <p>法律は地方自治体と国、両方を適用する。</p>  |
| <p>5.4.5 害虫、病気、雑草、自然の捕食動物はモニタリングし記録される。</p> <p>注: 小規模農家のグループ認証の場合記録はグループレベルで ICS に含むことも可能である。</p>  |   |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>5.5 散布されるすべての農薬<sup>4</sup> はその扱い方法、保存方法、収集方法、化学廃棄物と空の容器の破棄方法において文書化され、工程管理を保障するためモニタリングされている。</b></p>   |  |
| <p>5.5.1 農薬の使用記録には次のような項目を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 製品購入日、散布日、とその使用量；</li> <li>b) 散布エリア；</li> <li>c) 製品を扱った人、それを散布した人の名前；</li> <li>d) 散布に使用した器材；</li> <li>e) 散布期間の天気。</li> </ul> | <p><b>ガイダンス 5.5.1</b></p> <p>記録は最低 5 年間行われる。認証申請前の記録は適用されない。</p> <p>小規模農家の場合、その規模と内容を考慮する。グループで機能する小規模農家で判定基準達成を保障する手段を導入している場合は例外とする。</p>   |
| <p>5.5.2 空の容器は適切に保存、洗浄、破棄する；農業化製品廃棄物は環境的に正しい方法で破棄する。</p>   | <p><b>ガイダンス 5.5.2</b></p> <p>容器は 3 度洗浄（散布機のタンクに入った水も含む）または農薬散布機の高圧噴射で洗浄しなければいけない。</p>  |
| <p>5.5.3 農薬の運搬と保存は安全な方法で行う。衛生面、環境面、安全面において注意する必要がある。</p>   | <p><b>ガイダンス 5.5.3</b></p> <p>農薬、可燃物、毒物の保存及び配置エリアは事故のリスク、人と環境への負のインパクトを減らすため設計、建設、設備を整える必要がある。</p> <p>事故や負のインパクトを減らすために提案される項目は次：立ち入り規制、耐水性の床、柵で囲む、集積エリア、安全データリスト、事故発生時の指示書、保護器材、消化器、救急箱、こぼれた場合の掃除道具、換気、清掃用具、種、肥料等その他製品による区分け。</p> <p>どの規模の農家も法的要件を満たさなければならない。</p> |
| <p>5.5.4 散布直後の区域には人が入らないよう注意を払うべきである。</p>  |  |

<sup>4</sup> 注： 農薬とは肥料や殺虫剤等農業科学薬剤を示す。

|   |   |
|---|---|
| 5. 5. 5 専門家の勧告に基づいて肥料は散布される。（専門家の勧告がない場合は製造業者の勧告も可）   |   |
| <b>5. 6 責任のある農薬使用</b>   |   |
| 5. 6. 1 ストックホルム・ロッテルダム協定のリストに載っている農薬の使用は禁止されている。  |   |
| 5. 6. 2<br>農業生産において Paraquat の使用が法律で認められている国の生産者は Paraquat の使用削減プログラムを導入する必要がある。ICM (5. 4. 2 参照) では Paraquat の段階的削減目標の詳細を示し最終的には 2020 年の使用禁止を目指している。2021 年 1 月以降は Paraquat の使用が禁止される。 |   |
| 5. 6. 3 2018 年 1 月から 2020 年 12 月までの Paraquat 廃止期間に RTRS では非 Paraquat の項を組み込む。   |   |
| <b>5. 7 生物学的管理を行う業者による使用は国の法律及び国際的に認められている科学条約に基づき文書化、モニタリング、そして管理されている。</b>  | <p><b>ガイダンス 5. 7</b><br/>生物学的管理を行う業者の記録はこの判定基準達成の証拠として使用すべきである。</p> |
| 5. 7. 1 生物学的管理を行う業者の使用要件についての情報が存在する。   |   |
| 5. 7. 2 生物学的管理を行う業者の使用記録が保存される。   | <p><b>ガイダンス 5. 7. 2</b><br/>小規模農家の場合、その規模と内容を考慮する。</p>              |
| <b>5. 8 システム化された対策を計画、導入し繁殖しそうる外来種の増加や新種の害虫の繁殖をモニタリングし、その被害を最小限に留める。</b>  |   |
| 5. 8. 1 繁殖しそうる外来種や新種の害虫、また既存の害虫の繁殖が著しい場合、生産者は管理システムに従いその被害を最小限に留める。   |   |

|  |   |
|--|---|
| <p>5.8.2 同システムが存在しない場合は地方自治体や生産者、または研究者らに新種の害虫や繁殖しすぎる外来種の情報が送られる。</p> <p>注：グループ認証の場合、グループの責任者は団体や組織と情報伝達を行う。</p>                     |   |
| <p><b>5.9 近隣の農地への農薬飛散を防止する方法を導入する。</b></p> <p>5.9.1 農業生産工程管理を具体的に説明する、農薬散布時の飛散削減手順が文書化されている。</p>                                     | <p><b>ガイダンス 5.9.1</b><br/>農薬飛散の要因は風力、風向き、気温、使用機材、地形等である。</p> <p><b>ガイダンス 5.9.1- 5.9.2</b><br/>小規模農家の場合はその規模と内容を考慮して要件が定められる。</p> <p>グループ認証の場合、グループの代表者が文書化された手順を提供し天候記録をとることができる。</p> |
| <p>5.9.2 農薬散布時の天候が記録されている。（風力、風向き、気温、湿度）</p>   |   |
| <p>5.9.3 農業機による農薬散布は人の住むエリアに影響しないように行う。散布されるエリアから半径 500m 以内に住む人々には事前に通知しなければならない。</p> <p>注：「人が住むエリア」とは民家、会社または人が出入りしている建物のことを示す。</p> |   |
| <p>5.9.4 WHO の 1a, 1b 及び II クラスの農薬は人の住むエリアまたは水源から半径 500m は農業機で散布してはいけない。</p>   |   |
| <p>5.9.5 人の住むエリア、または水源から半径 30m 以内では農薬を散布してはいけない。</p> <p>注：「水源」には水流、河川、小川、潟湖、泉、湖、貯水池、ダム（用語を参照）。</p>                                   | <p><b>ガイダンス 5.9.5</b><br/>WHO で分類されていない 1a、1b、II の手動散布の場合は例外もある。飛散を防止するための適切な措置（例：保護付きの手動式噴霧器）がとられ、法律または製造業者が認めている場合等。</p>  |
| <p><b>5.10 様々な生産システムが共存できるよう、適切な方法が導入されている。</b></p>  |   |
| <p>5.10.1 近隣エリアの生産システムを妨害しないような対策が打たれている。</p>  | <p><b>ガイダンス 5.10.1</b><br/>大豆生産活動を変更し、それが近隣農家の生産システムに影響を及ぼす可能</p>   |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>性がある場合、生産者の責任で 30m の緩衝緑地帯を作らなければならない。<br/>(GM 生産エリアでは自分の生産エリア周辺に緩衝緑地帯をつくる。非 GM、または有機栽培が主である場合、GM や農薬を使用する農家では緩衝緑地帯を保存する必要がある。)</p> <p>汚染を防止する緩衝緑地帯が 30m 以下で十分だと検証されている国や地域では国の規定に準じて緩衝緑地帯を少なくすることもできる。</p> |
| 5.11 生産性を高め、新種の害虫を防ぐため種の原産地を管理する。                         |   |
| 5.11.1 購入する種はすべて品質が保証されたものでなければならない。                      |   |
| 5.11.2 生産者自身の農家でできた種を使用することもできるが適切な生産規則や知的財産権を守らなければならない。 |   |

# 付録 1 – 生産者のための管理の連鎖



認証を得た大豆生産者、RTRS申請を行う生産者は次の要件を満たしていかなければならない。

## 1. ねらい

### 1.1. 生産者のための管理の連鎖システムの全体要件の適用性。

1.1.1. 生産者のための管理の総合連鎖システムの要件は大豆生産者、そして供給する大豆に RTRS 基準を申請する団体すべてに適用される。

1.1.2. 第三者が生産した大豆を植える団体の場合、生産者のための管理の総合連鎖システムではなく、供給連鎖のための管理の総合連鎖システムの要件を適用しなければならない。

## 2. RTRS 認証済み原料の扱い

### 2.1. 製品の認識

2.1.1. RTRS 認証済み大豆を供給する場合、すべての請求書<sup>5</sup>に次の情報を含めなければならない:

- 組織情報 (例: 組織名、住所、その他の情報等)
- 顧客情報 (例: 顧客名、住所、その他の情報等)

<sup>5</sup> 請求書: その他の書類も含む。

- 請求書発行日
- 商品の詳細
- 販売商品の個数
- 組織の RTRS 管理連鎖認証番号

2.1.2. 運搬用の書類が別に発行されている場合は請求書とリンクするための情報、または関連書類。

2.1.3. 組織は請求書が製品に添付されていない場合は関連運搬資料に 2.1.1 で挙げた情報を含めなければならない。

## 2.2. 量の統計

2.2.1. La 組織は RTRS 認証大豆の収穫量と供給量の年間量の統計を作成する。

## 2.3. 記録

2.3.1. 組織は生産者のための管理連鎖要件の全体記録を作成、維持、更新しなければならない。

2.3.2. 組織は購入・販売、研修、生産、量の統計を含むすべての情報を記録維持するシステムを導入しなければならない。記録保有期間は組織で定義し少なくとも 5 年間は保存する必要がある。

## 2.4. RTRS 製品の供給

2.4.1. RTRS 製品はその販売及び輸送書類に RTRS コミュニケーションと申請方針で定められているように、RTRS 申請証明書が添付されていることを確認しなければならない。

## 付録 2 略語解説

---

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| GM     | 遺伝子組み換えされた                        |
| HCV    | 高い保護価値                            |
| HCVA   | 高い保護価値エリア                         |
| ICM    | 総合的な作物管理                          |
| ILO    | 国際労働機関                            |
| ITG    | 国際技術グループ                          |
| NGO    | 非政府団体                             |
| NTG    | 国内技術グループ                          |
| P&C    | 原則と基準                             |
| PES    | 生態系サービスへの支払い                      |
| RTRS   | 責任のある大豆のための円卓会議                   |
| SA8000 | SAI が公表する従業員の権利、労働条件を保護するための国際規格。 |
| WHO    | 世界保健機関                            |

## 付録 3 用語解説

---

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>ベースライン</b>           | 比較に使われるデータ、情報、指数   |
| <b>生物学的管理</b>           | 害虫を管理する方法。捕食、寄生虫の習性、草食動の習性など農薬に頼らず他の自然の習性を利用して害虫を駆除する方法。   |
| <b>管理の連鎖システム</b>        | 一つの組織が導入する管理連鎖システム。マスバランスシステムや分離システムが挙げられる。  |
| <b>判定基準</b>             | 基準の「コンテンツ」レベル。原則に達成するために必要な条件。   |
| <b>企業</b>               | サイトレベルで変化を導入する権利を持ちその運営管理責任をもつ組織。法人、子会社、ジョイントベンチャーが含まれる。   |
| <b>持続的改善</b>            | 目標を定め、モニタリング、監査の発掘、管理の再検討を行いながら情報分析、修正及び予防策を導入して改善を目指すプロセス。  |
| <b>その土地特産の種</b>         | ある一定の地域や場所にのみ生息する種。  |
| <b>家族農園</b>             | 多くの場合、家族で営む大豆農園。その他の作物も同時に栽培する農家もある。家族が働き、家族の収入源となっている。家族農園では大人の監視の下、学業に支障の出ない範囲で危険な作業をさせなければ児童による労働が認められている。  |
| <b>エクエーター原則</b>         | 民間の銀行が発展させたプロジェクトへの融資の際の社会・環境リスクを評価管理する金融業界のガイドライン。この原則は世界中の資本金 1 千万ドル以上のあらゆるセクターの新しいプロジェクトへの融資に対し適用される。   |
| <b>エクエーター原則の社会・環境評価</b> | 提案されたプロジェクトのエリアに対する社会・環境リスク（労働力、健康、治安）を評価するアセスメント。生産者、コンサルタント、外部の専門家によって用意された適切、精密、かつ現実的な評価。この原則では提案されたプロジェクトの規模に合わせた適切な管理方針を提案する必要がある。詳細については原則 2 とエクエーター原則の資料 II を参照すること。 <a href="http://www.equator-principles.com">www.equator-principles.com</a> |
| <b>森林</b>               | 天然林を参照。  |
| <b>高い保護価値</b>           | 生物学的、環境的、社会的、文化的意味や重要性を表す値。HCV には 6 段階の評価がある。  |

HCV 1. 世界、地域、国レベルの固有種、希少な品種、脅威または危機に面している品種を含む生物学的多様性の集まり。

HCV 2. 世界、地域、国レベルで重要な原生林、広大な景観のエコシステムとその集まり。自然な形でこれらの品種の多くが生息、分布する場所。

HCV 3. 希少な品種が絶滅の脅威、危機に面しているエコシステムや生育地。

HCV 4. 水の確保、傾斜の浸食の管理を含む基本的なエコシステムサービスが批判的な状況にある場所。

HCV 5. 現地コミュニティまたは原住民の必需品（食料、健康、栄養、水等）を供給するのに欠かせない場所。コミュニティや原住民との取り決めで決まる。

HCV 6. 世界、国、レベルで文化的、考古学的、そして歴史的に重要性を持つ場所、資源、生育地、景観。また現地コミュニティや原住民の伝統文化アイデンティティを持ち、文化的、環境的、経済的、宗教的に重要性を持つ場所。

#### 指数

測定できる値で表現された基準の「活動」レベル。適合性を評価する。

#### 間接雇用者

この基準における「農園における間接雇用者」とは生産プロセスに直接関係するサービスを提供者に雇われた労働者ことを示す。

国家基準プロセスでは「生産プロセスに直接関係するサービス」についてさらに詳しく定義される。

#### 総合的な作物管理

経済的に有効で持続可能な基盤のもと、作物を生産しながら自然資源を保護、再生する作物生産システム。新しい技術や知識、伝統的な活動を取り入れ、農園全体に関わる長期的な戦略手段。詳細は付録資料 6 を参照。

#### 現地

#### コミュニティ

認証を受ける土地またはその近くで生活、労働し農業活動の影響を受ける、または活動に影響を与える人々の集団や家族。複数の土地、またはグループで認証を受ける場合は認証を受ける土地と土地の間に住む人の集団や家族。

#### 生産物

顧客に供給される大豆、大豆派製品。大豆含有製品も含まれる。

#### 天然林

1 ヘクタール以上の天然植物が生息し、樹冠率が 35%以上、うち一部の樹木（1 ヘクタールに 10 本以上）の高さが 10m に達する（または達する条件を持つ）エリア。

#### 自然の土地

原生林（RTRS の定義に基づく）、湖畔域植物、自然の湿地、牧草、サバンナ、プレーリー、セラード、森林地帯を含むすべての自然・天然植物が生息する土地。

海水と淡水の湿地帯は次のように選別されている： A - 干潮時の水深が

6m 未満の浅瀬； 湾や海峡を含む； B - 海底植物； 水草、海藻、海の熱帶植物地帯を含む； C - 珊瑚； D -- 岩の海岸； 岩の小島、岸壁を含む； E -- 砂浜、砂利浜、小石の海岸； 砂丘、じめじめしたくぼ地も含む； F - 河口； 常に停滞している河口の水と三角州； G - 泥炭、砂、塩分の強い低地の潮間帯； H -- 潮間帯の沼地； 海岸近くの塩分の強い沼地や塩水の浸水地帯、塩生の湿地。淡水の湿地帯や潮の満干によって浸水した地帯も含む。； I -- 樹木のある潮間帯の湿地； マングローブ、nipa の沼地、潮の満干によって浸水する淡水の沼地； J -- 塩分の強い海岸の湖； 海に繋がる塩分の強い湖； K -- 海岸沿いの淡水湖； 淡水のデルタ地帯を含む； ZKA-カルスト地形（石灰岩地域の地形）やその他の地下水文学システム。内陸の湿地では（L カテゴリー-内陸部の通年デルタ地帯； M - 永久的な河川/ 小川； 滝も含む； N - 期間的/ 断続的な/不規則の河川/小川； O - 通年淡水湖(8 ヘクタール以上)； 大きな三日月湖も含む； P - 期間的/断続的な淡水湖(8 ヘクタール以上)； 沼原の湖も含む； Q - 永久的な塩湖/塩分を含んだ土地/アルカリ性の湖や平原； R - 期間的/断続的な塩湖や低地/塩分を含んだ土地/アルカリ性の湖や平原； S - 永久的な塩湖/塩分を含んだ土地/アルカリ性の池； S- -- 期間的/断続的な塩湖/塩分の強い土地/アルカリ性の池； T<sub>p</sub> 永久的な淡水池/貯水池、池(8 ヘクタール以下)、満潮の期間に植物が生息する無生物の土壤の湿地、沼地； T- ぬかるみ、土地が陥没してできた池（potholes）、期間的に氾濫する沼地、スゲの沼地含む無生物の土壤で期間的/断続的な淡水湿地/沼地； U -- 樹木のない泥炭地帯； 低木のある沼地や開いた湿地(bog)、沼地(swamp)や湿地(fen)を含む； V - 凍土湿地帯； 凍土池、期間的な雪解け水も含む； W - 低木が主に生えている湿地； 無生物の土壤で低木が主体の淡水の湿地、低木のある沼地、ハンノキの低木地帯； X - 樹木が茂る淡水の湿地； 淡水の沼地にある森林、期間的に浸水する森林、無生物の土壤にある沼地の森林； X<sub>p</sub> - 森林泥炭地帯、泥炭沼地森林； Y - 淡水の泉、オアシス； Z - 地熱の湿地； ZKB - カルストやその他大陸の地下水システム。

### 不耕起栽培

年々畑を耕さずに直接栽培する方法。別名「直播」、「耕起ゼロ」、「耕起保護」等と呼ばれる。

### 農薬

除草剤、防カビ剤、殺鼠剤、殺虫剤が含まれる。

### 植物検疫製品

除草剤、防カビ剤、殺虫剤を含む害虫、雑草を制御するために使われる農薬。

### 原則

基準の「趣旨」レベル。期待される結果について基本的な声明で表現される。

### 生産者

大豆を生産する団体。農家等。

### 数量

数量または重量で量る資源量。

船で運ぶ製品は船に乗せるときの重量。

トラックや鉄道で運ぶ場合は計量台や橋ばかりの示す重量。

|            |   |
|------------|---|
| 分益小作人      | 農地で生産された作物を地主に共有することで農地利用許可を得るテナント農家。   |
| スタンダード     | スタンダードは規則、ガイダンスその他達成すべき要件を形成する技術的詳細や正確な基準を含む文書。   |
| RTRS クレーム  | 製品が RTRS 認証を受けていることを伝える文書。RTRS コミュニケーションとクレームポリシーで設定されているように RTRS クレームは団体が使用する管理連鎖システムの詳細に応じて異なる。 |
| 伝統的な土地利用者  | 認証を受けた土地で一定期間土地を利用、または利用権行使するコミュニティ（人口が分布している土地では個人）。   |
| 湿地/地表の水/水域 | 自然、人工、永久、期間的な湿地地帯、沼地地帯、および沼。淡水、塩水の水路、水槽。干潮時の水深が 6m 未満の海水エリア（ラムサール条約）                              |
| 野生生物       | 家畜化または飼いならされておらず、自然環境に生息するすべての脊椎動物、ほ乳類、大型動物。  |
| 労働者        | この文書で言う「労働者」には正規労働者、短期労働者、季節労働者、分益小作人が含まれる。   |
| ゾーン化       | 許可または優先された土地利用の選別方法。  |

## 付録 4 – 責任のある大豆拡大のための RTS 基準

ガイドラインは責任のある大豆生産バージョン 2.0 の RTS 基準の付録 4 に従って開発された。

マクロ規模のマップによって詳細エリアが見られる。それらのエリアは RTS によって次のように 4 つのカテゴリーに分別されている。

- **エリア カテゴリー 1** (赤いエリア) = 責任のある大豆生産に転換するべきではない天然植物が生息する生物多様性にとって決定的なエリア (ホットスポット)。
- **エリア カテゴリー2** (黄色いエリア) = 生物多様性にとって重要度が高いエリア。基準の 2.0 バージョンに従い、保護エリアと大豆生産拡大可能エリアを区別する HCVA アセスメント後にのみ、可能エリアで大豆生産拡大が行われる。基準の 3.0 バージョンでは HCVA アセスメントなしで行う転換は 2016 年 6 月まで許可されてる。2016 年 6 月以降は自然の土壤で大豆を生産することは認められていない。
- **エリア カテゴリー3** (深緑のエリア) = 2016 年 6 月まで既存の法律が責任のある大豆生産に適用されているエリア。(通常農業にとっては重要なエリアであるが保護の見解からは重要でない。) 2016 年 6 月以降は自然の土壤から大豆生産に転換することはできない。
- **エリア カテゴリー 4** (薄緑のエリア) = すでに農業で使用され、法的に保護されている植物以外は天然植物が生息しないエリア。そのため拡大は行われない。2016 年 6 月以降は自然の土地の利用法変更は認められていない。

マクロ規模のため (1:250,000 〇 1:500,000)、マップは参考資料で生産者が拡大に関連する RTS 基準の要件を確かめる資料ではない。

カテゴリー 3 とカテゴリー 4 以下のエリアでは地図に示されない項目もある。(例 : 小規模の湿地、文化的価値を持つエリア等)

農家のカテゴリー別マップ利用ガイド:

**カテゴリー 1:** 生産者が 2009 年 5 月 (\*) 以前に開業したことを公式に証明する場合を除いて認証を受けることができない。

**カテゴリー 2、3、4:** 2016 年 6 月までに合法に転換した土地 (\*\*) は認証可能。2016 年 6 月以降は自然の土壤を農地に転換することは認められていない。

(\*) カテゴリー 1 では生産者は 2009 年 5 月以前に農場に転換したことを監査可能な方法（例：2009 年以前の土地利用マップ、耕作請求書、委託業者の書類、送り主の農場が記載された発送書類等）で証明する必要がある。

(\*\*) 2、3、4 のカテゴリーでは生産者は 2016 年以前に農場に転換したことを監査可能な方法（例：2016 年 6 月以前の土地利用マップ、耕作請求書、委託業者の書類、送り主の農場が記載された発送書類等）で証明する必要がある。

注：どのカテゴリーにおいて法の順守が義務づけられている。

この前半のマップは次を参照：<http://arcg.is/1GYcL1F>.

(RAM 4 GB 以上を推薦)

# 付録 5 – 例: 天然植物と野生生物の保護を保証 するプランの作成方法

---

このガイダンスでは生産者に RTRS 基準の指標 4.5.2 をどのようにプランに組み込んでいくか、作成方法例を踏まえて説明する。生産者は必ずしもこのようなプランを作成する必要はなく、4.5.2 のガイダンスの基本的な内容を守っていれば異なる形式や技術を用いてプランを作成することができる。

このガイダンスではプランやモニタリングが必要なその他の項目についても触れる。

プランは次の 4 つの過程に基づいて作成することができる:

1. 農地内に生息する天然植物と野生生物の認識
  2. 天然植物と野生生物の指標とステータスのベースラインと指標
  3. 天然植物と野生生物保護方法
  4. モニタリングと適応可能な管理
- 
1. 農地内に生息する天然植物と野生生物の認識
    - 4.5.1 で必要なマップは農地内で天然植物の生息地を示すのにも利用できる。
    - このマップで示されている植物は、caldén 森林、espartillar、aibal、塩湖等現地のエコシステム名で表示される必要がある。この選別方法に基づいて現地の専門家や文書を通じてカギとなる種、危機的な種、2 と 3 のステップを定義するのに重要な情報など環境の詳細情報を入手することができる。環境劣化エリアまたは再生エリアでは情報の中に劣化状況<sup>6</sup>の詳細を記載する必要がある。
  2. 天然植物と野生生物の状況に関する指標とベースライン

現在の状況に関する指標はエコシステムや品種につき、少なくとも一つ選択される。

---

<sup>6</sup> 劣化の著しいエリアは再生して天然植物エリアにすることも可能。その場合、目標となるエコシステムを認識、描写する必要がある。

指数は戦略的に選ぶ必要がある。指数は測定しやすく、適応可能な管理に関する情報でなければならない。

このガイダンスを適用する際、指数が示すステータスは次：

- a) 植物ユニット
- b) カギとなる品種
- c) 上の 2 つのうちのどちらかの脅威

それぞれの例は「表 1」を参照。

**表 1：指標の例**

| Nº | 植物単位別の保護指標                               | 測定方法   | 単位       |
|----|--|--|----------|
| 1  | 表面積 <sup>7</sup>                         | 衛生画像、計算  | ha       |
| 2  | 林冠カバー率                                   | 衛生画像、グリッド分析  | %        |
| 3  | 一番近い天然植物までの距離 <sup>8</sup> .             | 衛生画像、計算  | m, km    |
| 4  | 他の天然植物エリアまでの境界線                          | 衛生画像、計算  | M, km    |
| 5  | 無草木土壤                                    | サンプリング   | %        |
| 6  | X 品種のカバー率 <sup>9</sup> .                 | サンプリング   | %        |
| 7  | $m^2$ 当たりの $y$ 品種の数 <sup>10</sup>        | サンプリング<br>グリッドサンプリング                                 | #        |
| 8  | m当たりの植物と品種の数                             | トランセクト調査   | #        |
| Nº | カギとなる品種保護指標                              | 測定方法   | 単位       |
| 9  | トレースまたは観察した品種の数 <sup>11</sup> .          | トランセクト調査またはグリッドサンプリング<br>一定の生息地で数を数える<br>時間単位の野生観察登録 | #        |
| Nº | 脅威または圧力の指標                               | 測定方法   | Unidades |
| 10 | 人の侵略的な活動のサインの数 <sup>12</sup> (狩猟、収集、伐採)。 | トランセクト調査またはグリッドサンプリング                                | #        |

<sup>7</sup> 管理プランで表面積拡大を目指す場合のみ。

<sup>8</sup> 管理プランで結合性拡大を目指す場合のみ。Solo cuando el plan de manejo busque incrementar la conectividad.

<sup>9</sup> この指標は通常牧草のエコシステムで利用される。×種は天然の牧草または天然植物、植物ユニットの特徴、その健康状態を示す指標、または再生プランで再度導入される指標である場合もある。また管理プランで減らそうとしている繁殖しすぎる植物である場合もある。

<sup>10</sup> 天然、異常繁殖種、新種、または一定サイズの種またはカギとなる種の集まり。

<sup>11</sup> 粪、巣、穴、足跡、鳥の鳴き声等。

<sup>12</sup> わな、狩猟キャンプ、伐採で出る廃棄物。

|    |                          | 時間単位の野生観察登録記録           |      |
|----|--------------------------|-------------------------|------|
| 11 | 池/水路での汚染物質量              | サンプリングと実験分析             | ppm  |
| 12 | 池/水路に含まれる生物化学的酸素要求量(BDO) | サンプリングと実験分析             | mg/l |
| 13 | 池/水路に浮く沈殿物の量             | サンプリングと実験分析             | mg/l |
| 14 | 火事の件数                    | 年間/火事警報記録               | #    |
| 15 | 農薬散布管理カードの散布場所/インパクト数    | 天然植物エリアとの境界線での農薬散布管理カード | 農場ごと |

最初の指数測定は今後の傾向を認識するためのベースラインとなる。

### 3. 天然植物と野生生物を保護方法

ここでは天然植物や野生生物の保護を助長するために行う活動を紹介する。農地における天然植物と野生生物の詳細定義（ステップ 1）、その脅威と保護に関する問題がこの活動で取り上げられる主な内容である。

植物ユニットまたは品種に直接影響を与える活動、または農業活動による圧力を緩和させる活動がここで定義される。例は表 2 を参照。

表 2: 問題と指数を関連させた方法例

| 問題/リスク                          | 活動   | 指數                   |
|---------------------------------|--|----------------------|
| 天然エコシステムが少ない                    | カギとなる場所の植物を再生する  | 1, 2                 |
| 天然エコシステムにおける植物の劣化 <sup>13</sup> | カギとなる場所の天然植物を再生する<br>繁殖しすぎる植物への対処法<br>農薬散布バッファゾーン      | 2, 5, 6,<br>7, 8, 15 |
| 断片化、結合性がない                      | 天然植物のある通路等を設計し直す                                       | 3, 4                 |
| 砂漠化、浸食                          | 保護耕作<br>テラス<br>防風林<br>植物の再生                            | 5, 13                |
| 人による侵略的な活動                      | スタッフや現地コミュニティへの指導<br>不法侵入の取り締まり                        | 10                   |
| 水の汚染または富栄養化                     | 農薬散布バッファゾーン<br>植物再生またはバッファゾーンに柵を設置<br>水辺近くの農業生産工程管理の実施 | 11, 12,<br>13        |

<sup>13</sup> カギとなる品種、品種グループがない g、被覆が率低い、異常繁殖種が存在する、農薬散布の効果が発生する等。

|               |  |    |
|---------------|--|----|
| 火事のリスク        | 防火柵の設置<br>火事警報システム<br>乾燥系バイオマスの焼却管理<br>スタッフや現地コミュニティへの指導 | 14 |
| カギとなる品種の生息地破壊 | 前述のすべてが該当<br>増殖のための特別措置 <sup>14</sup> .                  | 9  |

#### 4. モニタリングと順応的管理

モニタリングプランの導入と結果分析。肯定的及び否定的な傾向の認識、および達成または未達成の目標認識。望ましい結果に至らなければその修正案を作成する。

##### 可能なケース：

- 指数が状況にあっていない。
- 情報収集方法またはそのメカニズムが正確でない：サンプリング方法、研修不足等。
- 活動が正しく導入されていない。
- 活動は正しく導入されているが期待通りの結果に至らなかった。

---

<sup>14</sup> 捕食動物の制御、動物の水飲み場の設置、特定の食品や生息地を再度導入する（樹木や果樹）、特定のエコシステムに結合性を持たせる等。現地の専門家に相談した上でこれらの活動を取り入れるべきである。

## 付録 6 – 大豆生産における総合的な作物管理 (ICM)

RTRS のねらいは時間を通じて専門家によって作成された ICM の対策を導入していくことである。グループ認証の場合はグループのリーダーがグループの個人メンバーにこれを提供することができる。次の表では生産者や生産者グループによって開発された ICM プランの開発・監査において使用できる対策や活動がリストされている。

| 対策               | 活動  |
|------------------|---|
| 1. 予防            | 1a. 耕作保護（直播、不耕起栽培、等高線に沿った耕作等。）<br>1b. 雑草の種の発芽、散布を防止するための機械管理。<br>1c. 作物間の土壌残留物の維持。<br>1d. 輪作（1c を含む）<br>1e. 種の品種選択：害虫に強い品種の選択。<br>1f. 被害と利益のモニタリング及び記録。<br>1g. バッファーゾーンと生物多様性の保護ゾーン。（例：生垣、湖畔域植物等） |
| 2. 栽培のための技術手法対策。 | 2a. 日付/種まき時期。<br>2b. 害虫による被害を評価するための農地監査。（毎日の記録による証明）<br>2c. 土壤/肥料の専門家が必要性を実証する場合の肥料の利用。<br>2d. 作物の間の雑草を除去する手作業。<br>2e. 土壤の構造、有機物、その他水分等の値に害を与えない程度で作物間の雑草を機械で除去する作業。                             |
| 3. 早期警告システム      | 3a. 散布日を決める際に天気予報を参考する。<br>3b. 有害な小動物にはわなを利用する。<br>3c. マニュアルまたは意思決定支援システムを利用する。<br>3d. ダイズサビ病のような害虫や病気に対する警告システムや警告サービスを利用する。   |
| 4. 非化学的作物保護      | 4a. バッファー/天然植物ゾーンを維持し害虫を自然な方法で駆除する昆虫を利用する。<br>4b. 生物学的管理団体の利用。<br>4c. 自然成分の栽培保護薬の使用。<br>4d. 窒素の摂取を助長するための細菌（共生細菌）を利用する。   |

| 対策                | 活動   |
|-------------------|--|
| 5. 化学的作物保護とその適用技術 | <p>5a. 有効成分のローテーション。</p> <p>5b. 経済的な損害が発生した際のみに植物検疫製品を使用する。</p> <p>5c. 人に対する毒性が低く、環境に配備した植物検疫製品を利用する。</p> <p>5d. 狹い範囲の植物検疫製品を利用する</p> <p>5e. 局地的に利用する。</p> |
| 6. 放出削減           | <p>6a. 正しく調整された機械を使用する。</p> <p>6b. 敷布されないゾーンへ向かう水路がある場合は農薬の専門家のアドバイスを要する。</p> <p>6c. 気温が逆転、または悪天候（強風等）の場合は空中散布しない。</p>                                     |

## 付録 7 – 国家基準のガイダンス

責任のある大豆生産のための RTRS 基準の国家基準を作成する際、RTRS 国内技術グループ<sup>15</sup>は必ずこのガイダンスに従わなければならない。

| 参 照 判 定<br>基 準 | 国家基準のガイダンス  |
|----------------|---|
| 1. 1           | 適用すべき法律についてのガイダンスを行う。国家基準資料および RTRS のホームページに適用すべき法律のリストを載せる。  |
| 1. 2           | 合法な土地利用法の容認可能な証拠、その権利を証明するための適切な方法を詳しく定義する。<br>土地保有権や利用権に関する問題解決に時間がかかる場合の対処方法をガイダンスで提供する。<br>賃貸や分益小作契約についても扱う。最小の所有権（賃貸期間）にも適用されるかどうかを考慮する。  |
| 1. 3           | 持続的な改善を証明するために生産者（認証申請者）によって自発的に選択される可能性のある指數リストを作成する）；例）土壤の炭素含有量、農薬の使用、湖畔域植物の状態等。  |
| 2. 1           | 2. 1. 4 – 2. 1. 5- 法律および国家基準上で家族農園に含まれると考えられた場合は 13 歳から 15 歳の児童はピーク時に軽い生産活動を行うことができる。しかし労働時間は週 14 時間を超えない範囲で学業に支障がでてはいけない。これらの家族農園で夏に児童らが行える軽い労働の時間は国家基準レベルで定義される。  |
| 2. 2           | 「生産過程に直接関係するサービス」の範囲を定義する（原則のガイダンス 2. 2 を参照）<br>労働者と雇用者の正式な契約が法的に必要とされていない国では労働関係を示す別の文書を提出しなければならない（社会保険での労働者登録、労働省等）。   |
| 2. 5           | 「生産過程に直接関係するサービス」の範囲を定義する（判定基準 2. 5 のガイダンスを参照）<br>国の法律やセクターの同意によって定められた最低賃金は基本的欲求を満たしているかを確定。満たしていなければ次の項目についてガイダンスする：<br><br>a) 基本的欲求を満たすのに必要な指數は何か（例：参考となる値）（IL0 条約 131 号 最低賃金を参照）<br>b) これを規定するのに用いられる手段（例：SA8000）；<br>c) 基本的欲求を満たすための手段（例：SA8000-2008 にアプローチする）<br>国家基準にはこの点に関する指數を含めることができる。 |
| 3. 3           | 「タイムリーマナー」に対する正しい解釈についてのガイダンスを行う  |

<sup>15</sup> または RTRS によって公式 RTRS 国家基準を実行するグループとして認識される団体

| 参照判定基準 | 国家基準のガイダンス   |
|--------|--|
| 4.1    | <p>この判定基準を達成するため、国の既存の法律がインパクト評価に適切かどうかを認識する。</p> <p>不適切である場合は：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 国/地域のための「大規模でリスクの高いインフラ」を定義する。インフラの例：サイロ、保管エリア、建物、道路、橋、ダム</li> <li>b) 専門家にふさわしい要件、またはインパクト監査実施に適した人材を定義する。</li> </ul> <p>国家基準でもインパクト監査の実行例やガイダンスを作成することができる。</p> |
| 4.2    | <p>4.2.2 4.2.2. で述べられているように NTG は適切な保管・破棄方法を定義する必要がある。</p> <p>4.2.4 廃棄物を再利用またはリサイクルする既存のプログラムについての情報を提供する。</p>   |
| 4.3    | <p>4.3.1 農園で行われる外注の機械作業の扱い方についてのガイダンスを提供する。</p> <p>4.3.1 小規模生産者の登録が必要かどうか評価する。</p>   |
| 4.4    | <p>4.4.1.2 c) オプション 1 公式マップリストを作成する。</p> <p>国家基準では：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バイオマスの認識を含めた天然林を定義する。</li> <li>2. 一般的な定義よりゆるい要件を定めない。</li> <li>3. それらのエリアの認識方法のガイダンスを行う。</li> </ol>  |
| 4.5    | <p>法律で自分の農地内での保護が義務付けられている国では、NI は法に基づく評価方法を詳しく説明する必要がある。例：衛星画像を通して、土地のエリア登録を通じて等</p> <p>大豆が天然の栽培作物である国では大豆の遺伝子多様性保護に関する指標を作成する。</p>   |
| 5.1    | <p>5.1.2 水の供給を含む、測定、モニタリング対象項目のガイダンスを作成する。</p> <p>5.1.2 モニタリングの方法に関する情報を提供する。</p>  |
| 5.2    | <p>国の状況、活動規模、国ごとのバイオマス、国ごとの法律にあわせた再生プランについての詳しいガイドラインを作成する。</p> <p>保護または再生する河畔域植生帯の幅を定義する。これは水路の幅によって異なる。</p> <p>小規模農家のために要件を明確にする。</p>  |
| 5.4    | <p>小規模農家のために規模と内容を考慮する。これは ICM レベルと記録に関連している。</p>  |
| 5.5    | <p>5.5.1 小規模農家のために規模と内容を考慮する。</p> <p>5.5.3 国内規則が指標取得に十分かどうか確認する。必要な場合はその他の要件も明確化する。</p>  |
| 5.6    | <p>ロッテルダム条約とストックホルム条約で規制されている化学物質リストを提供する。</p>   |
| 5.7    | <p>適切な法律や条約議定書をわかりやすい言語に翻訳する。従うべきガイダンスを参照しながら指標を追加する。（例：国際議定書のガイダンス等）</p> <p>5.7.2 小規模農家のために規模と内容を考慮する。</p>  |
| 5.8    | <p>5.8.1 前述のシステムをもつ団体を紹介する。</p> <p>5.8.2 コミュニケーション方法をガイダンスする。例：どのコミュニケーション方法が適切か。</p>  |

| 参照判定基準 | 国家基準のガイダンス   |
|--------|--|
| 5.9    | <p>5.9.1 農薬散布の農業生産工程管理を定義する。</p> <p>WHO、Ia、Ib、IIに載っている農薬リストを現地名、及び商品名を含めて提供する。</p> <p>5.9.1と5.9.2 小規模農家の要件は農家の規模に従うべきである。</p> <p>5.9.3 農薬散布について国ごと、地域ごとの人々への情報伝達方法を定義する。例えばラジオ、SMS、注意を促す花火等で行うことができる。</p> <p>5.9.3 - 5.9.5 国内の主な法的要件、農薬散布に関する制限、法律で定められていない場合の散布場所からの最小距離等、基準に関するすべての要件を明確化する。</p> |
| 5.10   | <p>共存状況やそれに関する方針についてのガイダンスを提供する。</p> <p>汚染予防のバッファゾーンが30m以下と証明されている国や地域では国家基準でそれ以下であっても良い。</p>  |
| 5.11   | <p>「法的品質の情報源」を定義する。</p>  |

# 付録 8 – 再検討技術作業 グループメンバー: 2015年4月–2016年 3月

| 氏名                       | 企業名                           | 国      |
|--------------------------|-------------------------------|--------|
| <b>生産者</b>               |                               |        |
| Luiz Laquinta            | Fazendas Bartira - Brookfield | ブラジル   |
| Juliana Lopez            | AMAGGI                        | ブラジル   |
| Fabiana Reguero          |                               |        |
| Alejandro O'Donnell      | Aapresid                      | アルゼンチン |
| José Luis Tedesco        |                               |        |
| William Bonalume         | SLC Agrícola                  | ブラジル   |
| <b>産業メンバー</b>            |                               |        |
| Pablo Casabianca         | Syngenta                      | ウルグアイ  |
| Rodrigo Morais           | Bayer                         | アルゼンチン |
| Bernardo Martinez Ribaya |                               |        |
| Ezequiel Paul            | Nidera                        | アルゼンチン |
| Daniela Mariuzzo         | Monsanto                      | ブラジル   |
| <b>市民社会</b>              |                               |        |
| Cassio Franco Moreira    | WWF                           | ブラジル   |
| Edegar de Oliveira Rosa  |                               |        |
| Hernán de Arriba Zerpa   | Fundación Proyungas           | アルゼンチン |
| Roxana Aragón            |                               |        |
| Ulises Martinez Ortiz    | Fundación Vida Silvestre      | アルゼンチン |
| Harry van der Vliet      | Solidaridad                   | ブラジル   |
| <b>オブザーバ及び情報源</b>        |                               |        |
| Verónica Weber           | Nidera                        | アルゼンチン |
| Julietta Viglione        | Schutter                      | アルゼンチン |
| Mariano Salerno          |                               |        |
| Daniel Kazimierski       | RTRS                          | アルゼンチン |
| Jimena Froján            | RTRS                          | アルゼンチン |
| Paulina Villalpando      | HCVRN                         | メキシコ   |

| コーディネーター        |            |     |
|-----------------|------------|-----|
| Cecilia Gabutti | Consultant | ドイツ |



RTRS技術ユニット

technical.unit@responsiblesoy.org  
info@responsiblesoy.org

電話番号: +54 11 45515070

[www.responsiblesoy.org](http://www.responsiblesoy.org)